

剪定講習会実施要領

(目的)

第1条 この要領は、公園緑地の管理に関する正しい知識を身につけ、剪定の技術や公園の維持管理方法を学ぶことにより、管理運営協議会や公園緑地愛護会の活動を充実させることを目的として、剪定講習会（以下「講習会」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(講習対象)

第2条 講習会は次の者を対象とする。

- (1) 管理運営協議会で活動している者
 - (2) 公園及び緑道緑地の愛護作業を行っている公園緑地愛護会で活動を行っている者
 - (3) 管理運営協議会、公園緑地愛護会及び街路樹愛護会の結成を検討している市民等
- (講習内容)

第3条 講習会は、次に掲げる内容を含むものとする。

- (1) 樹木の剪定及び刈込の技術
- (2) 公園・緑地の維持管理活動のあり方について
- (3) その他

2 前項の規定に係らず、受講者の要望等に応じて、建設緑政局緑政部長又は道路公園センター所長が必要と認めた場合は、講習内容を適宜変更することができる。

(講習会の開催等)

第4条 講習会の開催方法等については次のとおりとする。

- (1) 建設緑政局緑政部みどりの協働推進課（以下「みどりの協働推進課」という。）は、講習会の開催を企画し、連絡協議会等あらゆる機会を通じて講習会の周知を図るものとする。
- (2) 道路公園センター（以下「センター」という。）協働推進担当課長は、各団体等への対応など講習会の運営を行うものとする。
- (3) 講師の決定、講習場所等調整事項については、各センター協働推進担当課長とみどりの協働推進課で協議のうえ定めるものとする。
- (4) 講習会の開催を希望する者は、別紙様式1により講習会の実施をセンターに依頼するものとする。

2 講習会の開催時期は原則、毎年5月1日から6月30日又は10月1日から12月28日までの間とする。

(講師の選任)

第5条 講習会の講師の選任等については次のとおりとする。

- (1) 樹木及び公園・緑地の維持管理に詳しい樹木医、登録造園基幹技能者及び造園技能士等の資格を有する者
- (2) 公益財団法人川崎市公園緑地協会が主催する所定の講習等を修了した者のうち同協会が推薦した者
- (3) 第3の講習内容のうち、(2)の公園緑地の維持管理に関する項目については、本市職員が講師となることができる。

(実績報告)

第6条 センターは、講習会実施後速やかに別記様式2による実績報告書を作成し、みどりの協働推進課に提出するものとする。

(費用負担)

第7条 講師の派遣、講師が使用する資料及びその他経費はみどりの協働推進課の負担とし、それ以外の経費は講習会依頼者の負担とする。

(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、講習会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。